

川口市請負工事設計変更ガイドライン  
(建築工事等編)

平成25年4月

川口市

## 目 次

1	ガイドライン制定の目的	1
2	設計変更の基本的事項	1
	（1）基本的な考え方	1
	（2）参考資料（工事積算数量表の取扱い）	2
3	発注者の留意事項	2
4	受注者の留意事項	3
5	設計変更にあたっての留意事項	3
5-1	手順に関する留意事項	3
5-2	要因に関する留意事項	4
5-3	その他の留意事項	4
6	設計変更を行う場合の具体的な手続き及び事例	4
6-1	設計図書が互いに一致しない場合	5
6-2	設計図書に誤謬又は脱漏があること	5
6-3	設計図書の表示が明確でないこと	5
6-4	設計図書と実際の工事現場が一致しない場合	5
6-5	予期することのできない特別な状態が生じた時	5
6-6	発注者が認め、変更する場合	6
6-7	工事を一時中止する必要がある場合	6
(参考)	設計変更の手続き	7

## 1 ガイドライン制定の目的

本ガイドラインは、川口市建設工事請負契約基準約款（以下「約款」という。）及び既存の通達等を踏まえ、川口市建築課及び電気設備課で取り扱う設計額が 130 万円を超える工事（以下「建築工事等」という。）の設計変更を行う際の発注者及び受注者双方の留意点や設計変更を行う手続き及び事例を明らかにすることにより、必要な設計変更を適正かつ円滑に行うことを目的としています。

## 2 設計変更の基本的事項

### (1) 基本的な考え方

本市が発注する建設工事等における設計変更については、「設計変更に伴う契約変更の取扱いについて」（昭和 44 年 3 月 31 日建設省東地厚発第 31 号の 2）に基づき、次のとおり基本的な考え方を定めています。

建設工事等の発注は、事前の計画・調査及び設計内容の精査が十分行われていることが前提であり、安易な契約変更は慎まなければなりません。

しかし、工事の施工にあたっては、様々な自然条件や社会的制約を受け、施工条件が当初の設計段階のものと大きく異なることがあり、このような場合は、当該工事の目的を逸脱しない範囲において、特に必要と認められる場合、または、やむを得ない事情が生じた場合に設計変更を行います。

#### ①契約変更の範囲

ア 設計表示単位に満たない設計変更は、契約変更の対象として扱いません。

イ 一式工事（内訳数量に一式と表示した工事）については、設計図書に明示した設計条件及び施工方法を変更した場合のほか、原則、契約変更の対象とはしません。

ウ 変更見込み金額が請負代金額の 30% を超える工事は、施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なものを除き、原則、別契約工事とします。

別契約工事とした場合、随意契約による際は、工事請負契約における随意契約のガイドラインに沿って手続きを進めてください。

#### ②設計変更に伴う契約変更の手続き

設計変更は、原則として必要が生じた都度、書面にて指示及び承諾を行います。

また、設計変更に伴う契約変更については、必要が生じた都度、遅滞なく行うものとします。

ただし、次の軽微な設計変更に係るものは工期の末に行うことをもって足りるものとします。

ア 構造・工法・位置・断面等の変更で重要なもの以外。

イ 新工種に係るもの又は単価若しくは一式工事費の変更が予定されるもので、それぞれの変更見込み金額又は変更見込み金額の合計が請負金額の 20% 以下、または、4000 万円以下の変更。

## (2) 参考資料（工事積算数量表）の取扱い

建築工事等の入札時に公開している工事積算数量表（以下「数量表」という。）は、「営繕工事における数量公開について」（平成 18 年 5 月 12 日国営計第 23 号）に基づき、約款第 1 条第 1 項に定める設計図書には含まれていません。

このことから、設計図書と数量表の相違は設計変更の対象にはなりません。

したがって本市は、数量表についてはその責を負わないので、入札参加者及び受注者は、入札前の見積時に入念に精査を行い工事費の算出に努めてください。

なお、入札前及び工事契約後の数量書についての質疑については、回答いたしませんので注意してください。

## 3 発注者の留意事項

本市が発注する建設工事等の施工は、設計図書に従い行われるため、発注者は、受注者が工事の目的に沿った適切な施工ができるよう、必要な施工条件を明示した設計図書を作成し、また、本設計変更のガイドラインに沿って、変更の必要性がある場合は受注者に対して書面により指示しなければなりません。

また、工事目的と関係のない工種の追加や別の工事で施工すべき工種の追加を設計変更の対象としてはいけません。

こうしたことから、適切に工事を施工するため、発注者は次の事項に留意しなければなりません。

- (1) 制約を受ける当該工事に関する施工条件は、設計図書に必ず明示してください。
- (2) 設計変更を行う必要が生じた場合など、必要な指示、協議等を必ず書面で行ってください。  
ただし、緊急な場合等については、口頭で協議の後、書面で取り交わしてください。
- (3) 受注者から設計図書についての確認の請求があった場合は、受注者の立会いの上、調査を行ってください。  
ただし、発注者が立合いが出来ない場合については、受注者と協議の上、決定してください。
- (4) 設計変更後の請負金額や工期は、受注者と協議の上、決定してください。

## 4 受注者の留意事項

受注者は、工事の目的を達せられるように施工する義務があり、工事の施工にあたっては発注者の意図、設計図書、現場条件などを確認する必要があります。

そのため、適切に工事を施工するため、受注者は次の事項に留意しなければなりません。

- (1) 設計図書と工事現場に相違がある場合、施工上必要な条件の明示がない場合、施工する上で疑問が生じた場合は、速やかに発注者に必要な資料等を添えて報告してください。
- (2) 設計図書等の変更が必要な場合は、その旨、発注者と協議を行い、発注者の書面による指示に従い施工してください。

## 5 設計変更にあたっての留意事項

### 5-1 手順に関する留意事項

#### (1) 協議・回答は迅速に行ってください。

- ① 発注者は多様な条件を検討したうえで迅速に回答してください。
- ② 受注者は発注者と迅速に協議を行ってください。

※設計図書の作成にあたっては、発注者において十分精査に努めていますが、受注される側においても入札前の見積り時や施工前に入念な精査をして疑義があれば、質疑書等により早期の解消に努めてください。

#### (2) 設計変更に係る協議・回答は書面で行ってください。

書面を取り交わさずに施工することで、後にトラブルが生じるおそれがあるため、受発注者間で変更内容及び費用負担について、双方合意の上で協議書を取り交わし、施工を行ってください。(受発注者双方で協議を行って下さい。受注者が独自の判断で施工した場合は変更の対象となりません。)

急を要する場合においても、電子メール等により、やりとりの形を残してください。ただし、危険回避など特に緊急を要する場合を除きます。

##### ① 発注者から協議する場合

発注者側から設計変更の協議を行う場合は、協議書に添付する図面等の資料は発注者側で作成します。

##### ② 受注者から協議する場合

受注者側から設計変更の協議を行う場合は、発注者は安全性や品質及び経済性等の確認を行う必要があるため、協議書に添付する図面やカタログ、計算書などの数値的根拠等の資料は受注者側で作成してください。

※設計変更にあたっては、発注者も外部への説明責任がある(設計変更の正当な理が必要となる)こと、また、迅速な回答への判断材料とするために資料等を求めること等について、ご理解ください。

### (3) 設計変更に関する回答の注意点について。

発注者は、技術的な制約条件だけでなく、多様な条件を検討したうえで受注者に回答する必要があります。

#### (例) 主管課へ予算の確保を確認する。

工事目的と関係のない工種の追加となっていないか。

当初契約の施工場所以外での施工の追加となっていないか。

また、回答の遅れは受注者にとって、即コストアップにつながることを十分に認識し、発注者としての迅速な判断、意思統一のため、同僚や上司、他所属への相談、報告等を早期に実施したうえで回答する必要があります。なお、監督員が不在の場合は、回答を迅速にするため、上司及び同僚による対応など組織的対応が必要となります。

## 5-2 要因に関する留意事項

### (1) 施工条件の変更がないものは対象外とします。

工事を完成する手段（仮設、施工方法等）については、特記仕様書等に特別の定めがある場合を除いて、本来受注者が自由に施工することが出来るもので、通常設計変更の対象となりません。ただし、現場において施工上の条件が変わった場合（地中から障害物が出てきた場合など）は、設計変更の対象となります。発注者は、設計図書作成時に出来るだけ明確に条件明示を行い、設計変更に対応出来るようにすることが必要です。

### (2) 受注者の場合によるものは対象外とします。

受注者の都合で、設計図書よりグレードが高い製品を現場で使用した場合などは、設計変更の対象となりません。

### (3) 工事一時中止を要する場合は対象とします。

受注者の原因によらず、工事を一時中止する場合は、設計変更（工期及び内容によっては請負代金の変更）の対象となります。

## 5-3 その他の留意事項

### (1) 片務的意識の排除

発注者という優位的立場を利用した無報酬業務（いわゆる「サービス工事」）の強要など、受注者に対する理不尽な要求は行わないよう注意してください。

## 6 設計変更を行う場合の事例

約款では設計変更を行う場合について、以下のとおり規定されています。

### 6-1 設計図書が互いに一致しない場合（約款第17条第1項第1号）

図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しない場合（こ

これらの優先順位が定められている場合を除く。)

[具体例]

- ・ 図面には塗布防水が記載されているが、仕様書ではシート防水と明記されていた場合
- ・ 図面には鉄骨材料にS N材と記載されているが、仕様書ではS S材と記載されていた場合
- ・ 図面にはモルタル厚20mmと記載されているが、仕様書では30mmと記載されていた場合

6-2 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合 (約款第17条第1項2号)

[具体例]

○設計図書に誤りがある場合

- ・ 設計図書に示されている同一箇所の仕上げ材が図面により違う場合
- ・ 設計図書に示されている施工法では実際に施工することができない場合

○設計図書に記入漏れがある場合

- ・ 塗装改修工事において塗装部の既存下地が設計図書に示されていない場合

6-3 設計図書の表示が明確でない場合 (約款第17条第1項3号)

[具体例]

- ・ 使用する材料の規格 (種類、強度等) が明確に示されていない場合 (明示が不十分)

6-4 設計図書と実際の工事現場が一致しない場合 (約款第17条第1項4号)

工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の契約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合

[具体例]

- ・ 設計図書に明示された地形と工事現場の地形が一致しない場合
- ・ 設計図書に明示された地中埋設物の位置と工事現場での位置が一致しない場合
- ・ 設計図書に明示された補修箇所の形状と補修部品の形状が一致しない場合

6-5 予期することのできない特別な状態が生じた場合 (約款第17条第1項5号)

設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合

[具体例]

- ・ 工事範囲の一部に軟弱な地盤があり、地盤改良が必要となった場合
- ・ 予見できなかった地中障害物が発見され、調査が必要となった場合
- ・ 埋蔵文化財が発見され、調査が必要となった場合

#### 6-6 発注者が認め、変更する場合（約款第18条）

発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を請負者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工事若しくは請負代金額を変更し、又は請負者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない場合

##### [具体例]

- ・ 地元調整の結果、施工範囲を拡大（拡大）する場合
- ・ 地元調整の結果、施工時間、施工日を変更する場合
- ・ 同時に施工する必要のある工種が判明し、その工種を追加する場合
- ・ 警察、河川・鉄道等の管理者、電力・ガス等の事業者、消防署等との協議等により、施工内容の変更、工事の追加をする場合

#### 6-7 工事を一時中止する必要がある場合（約款第19条）

工事用地等の確保ができない等のため又は（略）自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて乙の責に帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、乙が工事を施工できないと認められるときは、甲は、工事の中止内容を直ちに乙に通知して、工事の全部又は一部の施工を中止させなければならない場合

- ・ 甲は（略）必要があると認めるときは、工事の中止内容を乙に通知して、工事の全部又は一部の施工を中止させることができる場合
- ・ 甲は（略）工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙が工事の続行に備え工事現場を維持若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない場合

##### [具体例]

###### ○工事用地等の確保ができない場合

- ・ 発注者の義務である工事用地等の確保が行われていない場合
- ・ 警察、河川、鉄道等の管理者等の管理者間協議が終わっていない場合

※受注者が行うものを除く

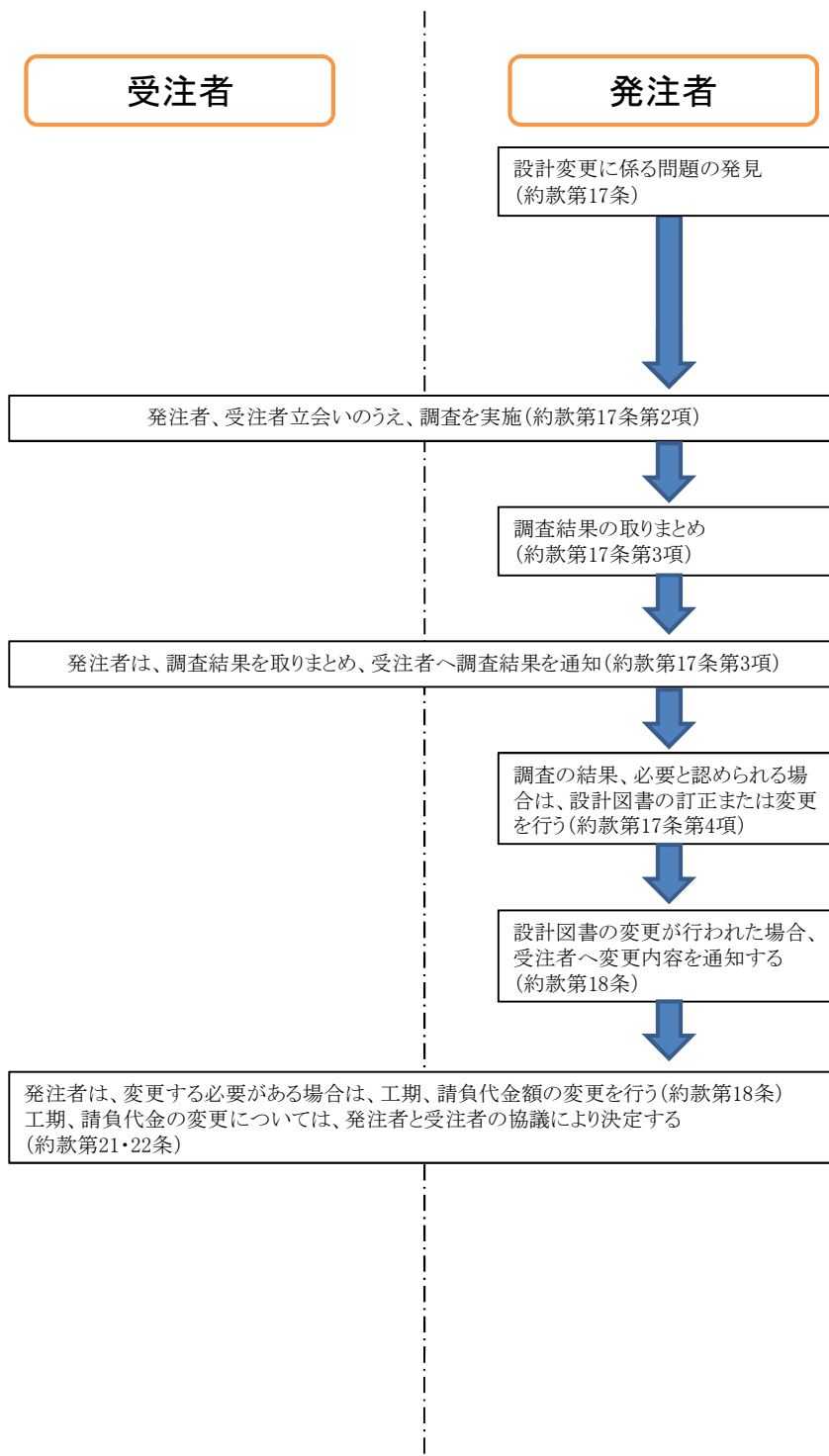
###### ○自然的若しくは人為的な事象により工事を施工できない場合

- ・ 受注者の責によらない何らかの事象（地元調整・天災等）が生じた場合
- ・ 別契約の関連工事の進捗が遅れた場合

（参考）設計変更の手続き

発注者側からの手順





受注者側からの手順

